
南国市
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
(第7期)

平成 30 年 3 月



はじめに

介護保険制度は平成12年の創設以来、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。その間、高齢者数は増加し、要介護認定者の増加とともに介護保険サービスを受ける方も着実に増加し、介護保険制度は、社会保障施策として高齢者の生活を支えるための重要な役割を担う制度となっています。

今後、少子高齢化が進むことが予想される中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、全世代型社会保障を構築していくことが重要となっています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が求められています。本市では、健康寿命の延伸を目指すとともに、地域や関係機関・団体と連携して、地域での支え合いの生活体制整備を進めていきます。

今回策定した「南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)」では、これまで行ってきた自立支援や介護予防・重度化防止、在宅医療・介護連携、認知症施策などをさらに進め、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを深化・推進することにより、基本理念の「いきいき安心 福祉のまちづくり」を目指します。

市民の皆さまをはじめ各関係機関におかれましては、本計画の推進のために、これまで以上のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました委員の皆さまに厚く御礼申し上げますとともに、高齢者施策の推進のために、今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

南国市長 平山 耕三

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	策定の趣旨	1
第2節	計画の法的位置づけ	2
第3節	他計画との関係性	2
第4節	計画の期間	3
第5節	介護保険制度の改正内容について	4
第6節	計画策定・進行管理の体制	5
第2章	高齢者を取り巻く現状と今後	6
第1節	高齢者人口・高齢化率の現状	6
第2節	人口推計	8
第3節	要支援・要介護認定者の現状	9
第4節	要支援・要介護認定者の推計	10
第5節	介護保険サービスの状況	11
第6節	介護保険サービスの特徴	16
第7節	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果にみる高齢者の状況	18
第8節	在宅介護実態調査結果にみる高齢者の状況	25
第3章	計画の基本的考え方	29
第1節	基本理念	29
第2節	基本目標	29
第3節	施策体系	31
第4節	日常生活圏域の設定	32
第4章	施策の展開	33
第1節	地域包括ケアシステムの強化	33
第2節	自立支援・介護予防、重度化防止の推進	42
第3節	福祉のまちづくりの推進	46
第5章	介護保険事業の適正・円滑な運営	50
第1節	介護保険サービス見込み量と提供体制	50
第2節	介護保険料算定	59
第3節	介護保険サービスの質の向上	64
第4節	介護人材の確保及び資質の向上	64

第5節	介護保険制度を円滑に運営する仕組み	65
第6節	第7期介護保険事業計画の進捗評価指標	65
第6章	計画の推進	68
第1節	情報提供体制の整備	68
第2節	連携体制の整備	68
第3節	進捗状況の把握と評価の実施	68
第7章	参考資料	69

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨

わが国の平均寿命は、平成 27 年簡易生命表(出典:厚生労働省)によると、男性の平均寿命は 80.79 年、女性の平均寿命は 87.05 年となっており、第6期計画の策定時に比べ男女とも上昇しています。さらに、2025 年(平成 37 年)には日本経済を担ってきたいわゆる「団塊の世代」(昭和 22 年～昭和 24 年生まれ)の人たちがすべて 75 歳以上となり、2040 年(平成 52 年)には「団塊ジュニア世代」(昭和 46 年～昭和 50 年生まれ)の人たちが、65 歳以上になる節目の年を迎えることから、高齢化の進展が加速することが予想されています。

21 世紀の「超高齢社会」における介護問題を解決するために創設された介護保険制度は、その創設から 17 年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。その反面、介護保険制度の持続可能性を維持することが大きな課題となっており、平成 29 年度には、高齢者のみならず障害者や児童等も含めた、すべての住民が役割をもち、支え合いながらいきいきと暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステム」の“深化・推進”を念頭に置いた制度改正が行われました。

第7期計画の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことを可能にしていくことを目指し、引き続き自立支援・重度化防止に向けた取り組み、新オレンジプランに基づく認知症施策、高知県保健医療計画等と整合性の取れた在宅医療・介護の連携推進が重要とされています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年6月2日閣議決定)において、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、元気な高齢者の活躍、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減などを推進することで、介護人材の確保に総合的に取り組むこととされています。

今回策定する、「南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)」(以下、「本計画」という。)は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年(平成 37 年)を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を目指して策定するものです。

第2節 計画の法的位置づけ

本計画は、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

○高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づく、高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいつくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する計画として策定します。

○介護保険事業計画

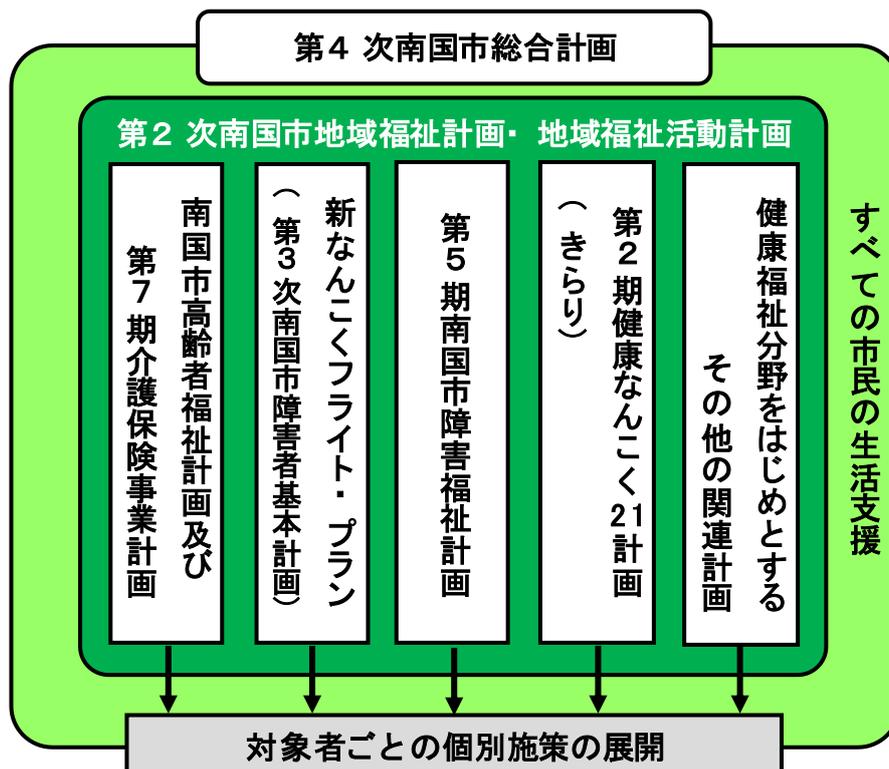
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

第3節 他計画との関係性

本計画は、南国市のまちづくりの指針となる「第4次南国市総合計画(基本構想及び前期基本計画)」を最上位計画に位置づけ、福祉分野における上位計画に「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を位置づけて策定しました。

また、その他、市の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画、国の指針、高知県高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画、第7期高知県保健医療計画との整合性を確保しました。

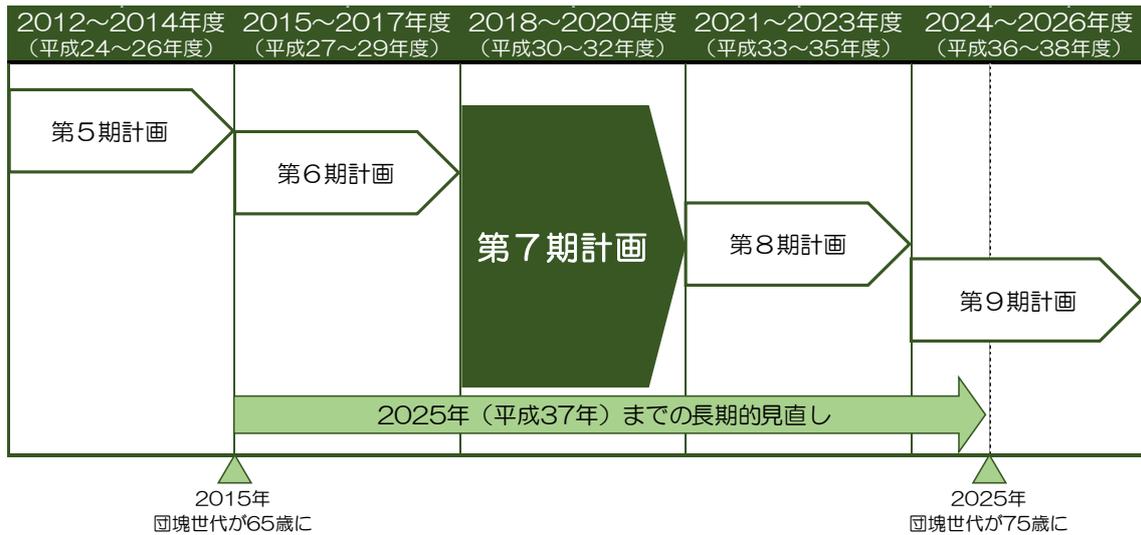
<<福祉分野における本計画の位置づけ>>



第4節 計画の期間

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)までの3年間を計画期間として策定します。

2025年(平成37年)までの給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



第5節 介護保険制度の改正内容について

平成 29 年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮した次の制度改正が行われました。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進(介護保険法)

保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

・データ分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載

・県による市に対する支援事業の創設

・財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

* 地域包括支援センターの機能強化

* 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化

* 認知症施策の推進

2 医療・介護の連携の推進等

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設

②医療・介護の連携等に関し、県による市に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

・市による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける

(その他)

* 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

* 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

5 介護納付金への総報酬割の導入

・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

第6節 計画策定・進行管理の体制

1. 策定推進運営協議会の設置

計画の策定にあたり、保健・福祉・医療について知識、経験を有する者等からなる「南国市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進運営協議会」を開催し、幅広い意見の集約を行いました。

2. アンケート調査による意見の反映

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国が示した調査票で「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、在宅生活を続けていくために、介護離職をなくしていくためにどのようなサービスが必要かを検討するうえでの基礎資料とするために「在宅介護実態調査」を実施しました。

<<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>>

対象者	平成 29 年 4 月 1 日現在、南国市にお住まいの 65 歳以上の方 (要介護 1～5 の認定を受けている方は除く)
実施期間	平成 29 年 5 月 10 日(水)～平成 29 年 6 月 12 日(月)
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収件数／発送 件数(回収率)	10,536 件／12,271 件(85.9%) ※調査実施期間以降に返送のあった 60 人(1 人重複)と、返送があったが本人が入院中または施設入所中などの理由で「回答できない」と記入があった 90 人、全問無回答の 2 人は有効回答数に含んでいません。

<<在宅介護実態調査>>

対象者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち、平成 28 年 12 月 1 日以降に要介護認定の更新申請・区分変更申請を行った方
実施期間	平成 28 年 12 月 1 日(木)～平成 29 年 6 月 28 日(水)
実施方法	認定調査員による聞き取り
回収件数 (回収率)	186 件／186 件(100.0%)